道北地方山岳遭難防止対策協議会会則

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、道北地方山岳遭難防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　この協議会は、「北海道警察旭川方面本部」管内における山岳遭難者の捜索救護及び事故防止に必要な対策を行うことを目的とする。

（事業）

第３条　この協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）遭難事故防止対策及び啓発宣伝に関すること。

（２）遭難事故の調査研究に関すること。

（３）遭難者の捜索救護に関すること。

（４）必要な施設の改善に関すること。

（５）登山道徳の高揚に関すること。

（６）捜索救護または事故防止功労者（団体）の表彰に関すること。

（７）その他前条の目的達成に関すること。

第２章　組織

（組織）

第４条　この協議会は、別表に掲げる機関及び団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。

（部会）

第５条　この協議会に部会を置き、担当事務の分担は次のとおりとする。

（１）総務部会

ア　協議会構成機関、団体、部会及び支部相互間の連絡調整に関すること。

イ　他の部会に属しない事項

（２）指導対策部会

ア　登山道徳高揚に関すること

イ　遭難事故防止対策及び啓発宣伝に関すること

ウ　安全施設の改善整備に関すること

（３）救助対策部会

ア　遭難者の捜索救護に関すること

イ　遭難事故の調査研究に関すること

ウ　救助装備に関すること

２　部会業務の担当機関は、次のとおりとする。

（１）総務部会　　上川総合振興局地域創生部危機対策室

（２）指導対策部会　上川総合振興局保健環境部環境生活課

（３）救助対策部会　北海道警察旭川方面本部地域課

３　機関、団体の所属すべき部会は、会長が指名する。

（支部）

第６条　この協議会に支部を置く。

２　支部の構成は、理事会で定める。

３　支部には、支部長を置く。

４　支部の運営に関する規定は、各支部の実情に応じて各支部長がこれを定める。

第3章　役員

（役員の定数）

第7条　この協議会には、次の役員を置く。

⑴ 会長　　1名
⑵ 副会長　　3名
⑶ 部会長　　部会ごとに各1名
⑷ 理事　　若干名
⑸ 監事　　2名

（役員の選任）

第8条　会長には上川総合振興局長、副会長は北海道警察旭川方面本部長、留萌振興局長、宗谷総合振興局長の職にある者をもってこれにあてる。

2　部会長は、次の職にあるものをもってこれにあてる。

総務部会長　　上川総合振興局地域創生部危機対策室長
指導対策部会長　上川総合振興局くらし・子育て担当部長
救助対策部会長　北海道警察旭川方面本部地域課長

3　理事及び監事は、総会において選任する。

（役員の任務）

第9条　会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

2　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3　部会長は、部会の業務を掌理する。

4　理事は、協議会の業務の執行にあたる。

5　監事は、協議会の会計を監査し、総会に報告する。

（役員の任期）

第10条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問・参与）

第11条　この協議会には、顧問及び参与を置くことができる。

2　顧問は、有識者及び協議会に功労ある者を、参与は山岳遭難防止活動上必要な機関、団体の中から理事会で推挙したものを会長が委嘱する。

3　顧問及び参与は、会議に参加して意見を述べることができる。

第4章　会議

（会議）

第12条　会議は、定期総会、臨時総会、理事会並びに部会とする。

2　定期総会は、毎年1回以上会長が招集し、臨時総会は、会長が特に必要と認めたときに招集する。

3　総会は、役員、顧問、参与及び支部長をもって構成する。

ただし、支部長が必要と認めた場合、支部の隊員等は、オブザーバーとして総会に出席し、意見を述べることができる。

4　理事会は、第7条に掲げる役員（監事を除く）をもって組織し、会長が招集するものとする。

理事会には、支部長の出席を求めることができる。

5　会長が緊急を要すると認めたときは、理事会をもって総会に代えることができる。

ただし、その決議事項は、次の総会に報告して承認を求めなければならない。

6　部会は、部会長が業務推進上、特に必要があると認めたときに招集するものとする。

7　会議の議決は、出席者の過半数による。

ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（総会の議決）
第１３条　総会において議決する事項は、次のとおりとする。
（１）予算（負担金を含む）及び決算
（２）事業計画
（３）会則の改正
（４）役員の選任
（５）その他会長が必要と認めた事項

第5章　会計

（経費）
第１４条　協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもってあてる。
（会計年度）
第１５条　協議会の会計年度は、毎年4月１日に始まり翌年3月３１日に終わる。
ただし、現金の出納については、翌年5月３１日までとする。

第6章　事務局

（事務局）
第１６条　協議会の事務局を上川総合振興局地域創生部危機対策室に置き、次の職員を置く。
（１）局長　　１名
（２）書記　　若干名
２　局長は、上川総合振興局地域創生部危機対策室主幹の職にある者をもってあてる。
３　局長は、会長の命を受けて事務局を総括して協議会の業務を担当処理する。
４　書記は会長が任命し、庶務に従事する。
（備付帳簿）
第１７条　事務局に次の帳簿を備え付ける。
（１）会員名簿
（２）会則規程綴
（３）備品台帳
（４）金銭出納簿
（５）証拠書類綴
（６）予算及び決算書類綴
（７）事業その他の関係書類綴

第7章　救助隊

（細則の制定）
第１８条　会長は、この細則に基づく山岳遭難者の救助対策に関し、必要な細則を定め、総会に報告して承認を求めなければならない。
（救助隊の組織及び出動等）
第１９条　救助隊の組織及び遭難事故発生時における出動等については、前条に規定する細則に基づき編成し、捜索救助活動にあたる。

第8章　その他

（会長への委任）
第２０条　この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、理事会の承認を経て会長がこれを定める。

附　　則

この会則は、昭和３５年3月１２日より施行する。

附　　則

この会則は、昭和４３年6月１１日より施行する。

附　　則

この会則は、昭和４８年4月２４日より施行する。

附　　則

この会則は、昭和４９年5月２３日より施行する。

附　　則

この会則は、昭和５０年6月２０日より施行する。

附　　則

この会則は、平成2年6月１８日より施行する。

附　　則

この会則は、平成4年6月１５日より施行する。

附　　則

この会則は、平成8年5月２９日より施行する。

附　　則

この会則は、平成１３年6月１９日より施行する。

附　　則

この会則は、平成１８年7月２０日より施行する。

附　　則

この会則は、平成２０年6月4日より施行する。

附　　則

この会則は、平成２１年6月３０日より施行する。

附　　則

この会則は、平成２２年6月２９日より施行する。

附　　則

この会則は、平成２４年7月2日より施行する。

附　　則

この会則は、平成２８年7月１日より施行する。

附　　則

この会則は、令和2年7月２８日より施行する。

附　　則

この会則は、令和３年１１月１８日より施行する。

附　　則

この会則は、令和5年9月２６日より施行する。

別　表
（加盟団体）

旭川開発建設部	富良野広域連合
上川中部森林管理署	上川総合振興局旭川建設管理部
旭川地方気象台	上川総合振興局南部森林室
上川総合振興局	上川総合振興局北部森林室
留萌振興局	旭川山岳会
宗谷総合振興局	道北地方山岳会連絡協議会
空知総合振興局	環境省大雪山国立公園管理事務所
道警旭川方面本部	環境省東川管理官事務所
上川教育局	旭川中央警察署
留萌教育局	旭川東警察署
宗谷教育局	士別警察署
空知教育局	名寄警察署
陸上自衛隊第２師団	枝幸警察署
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	稚内警察署
旭川市	富良野警察署
富良野市	深川警察署
名寄市	留萌警察署
士別市	羽幌警察署
稚内市	天塩警察署
深川市	
上川町村会	
留萌町村会	
宗谷町村会	
妹背牛町	
秩父別町	
雨竜町	
北竜町	
沼田町	
幌加内町	